



労基署便り 2017 No.2

大河原労働基準監督署



◎ 平成 28 年労働災害発生状況（1 月～12 月 速報値（29 年 1 月 4 日現在））

	大河原署管内			宮城局管内		
	H27	H28	前年比	H27	H28	前年比
製造業計	46	46		387 (3)	444 (3)	57
食料品製造業	13	11	-2	163	202 (1)	39
機械金属製造業	16	19	3	116 (1)	133	17
建設業計	22	31 (1)	9	355 (4)	400 (5)	45
土木工事業	5	13 (1)	8	105 (1)	135 (4)	30
建築工事業	14	16	2	205 (3)	223 (1)	18
その他の建設	3	2	-1	45	42	-3
運輸交通業計	12	8	-4	310 (3)	333	23
道路貨物運送業	11	7	-4	264 (3)	276	12
商業	17 (1)	26	9	341 (1)	399 (1)	58
全産業	152 (3)	162 (2)	10	2,129 (19)	2,269 (14)	140

※ 休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※ ()は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

労働時間を過少に把握・記録していませんか？ ～労働時間は適正に把握しましょう（その1）～

長時間労働の改善、賃金不払残業の防止、そして、労働者のモチベーションの維持・向上のためには、労働時間を実態どおりに把握することが不可欠であり、使用者の義務でもあります。厚生労働省では、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を新たに定め、労働時間の適切な管理を求めています。同ガイドラインに基づいた労働時間把握をお願いします。

【ガイドラインのポイント】 ※ 詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください

1 始業・終業時刻の確認記録

労働者の労働日ごとに始業・終業時刻を確認し、記録すること。

2 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

次のいずれかの方法によること。

(ア) 使用者が、自ら現認すること。

(イ) タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎とすること。

3 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記2の(ア)または(イ)の方法ではなく、自己申告制により行わざるを得ない場合は、次の措置を講ずること。

(ア) 労働者に対し、実態を正しく記録し、適正に申告するよう十分に説明すること。

(イ) 自己申告の内容が実態と合っているか、実態を調査し、必要に応じた労働時間の補正を行うこと。

(ウ) 申告できる残業時間に上限を設けるなどにより、適正な申告を阻害しないこと。

「平成28年度 ゼロ災トライアル50」の実施結果について

(公社)宮城労働基準協会大河原支部が主催し、当署が後援した、「平成28年度ゼロ災トライアル50」は、平成28年12月末をもって終了したところですが、その実施結果がまとまりました。

参加した74事業場中、57事業場から目標達成との回答があり、ゼロ災達成率は77%でした。

ゼロ災を達成された事業場の皆様、おめでとうございます。また、残念ながら、達成できなかった事業場の皆様におかれては、これを契機に一層積極的な取組をお願いいたします。

実施期間中の取組事例としては、経営トップの安全衛生決意表明48事業場(65%)、安全衛生パトロールの実施36事業場(49%)、職場の危険の洗い出しと対策の樹立36事業場(49%)、安全衛生教育の実施18事業場(24%)、安全衛生大会の実施9事業場(12%)、そのほか、社長から一人一人への声かけ、朝礼での呼びかけ、各種ポスターの掲示、ハザードマップの作成、などでした。

意見要望として、来年の継続実施を求めるもの、意識高揚などの効果があり、非常に良かったとするものなどがありました。次年度以降についても、内容の充実を図りながら継続し、取組事例の収集、周知を行う予定です。

安全衛生優良企業公表制度の認定申請のご案内 ～安全衛生優良企業は労働者の安全や健康を守る企業の証です～

平成27年6月から、「安全衛生優良企業公表制度」をスタートしています。「安全衛生優良企業」とは、安全衛生対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

認定を受けた企業は、認定マークを広報や商品に利用でき、従業員の採用や取引先など企業のイメージアップが期待され、学生など求職者も安全・健康な職場を選択できるものです。

企業の皆様におかれては、本制度の趣旨等についてご理解いただき、申請・認定に向けての取組をお願いいたします(ホームページは下記のとおり)。

URL:http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

お問合せは 宮城労働局労働基準部健康安全課へ 022-299-8839



認定の基準は?

認定の基準の概要は次のとおりです。
詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。

STEP 1

必要項目を全て満たす

第1 企業の状況として満たしていることが必要な項目

- 労働安全衛生法等の違反の状況
- 労働災害発生状況
- その他優良企業としてふさわしくない事項

優良企業にふさわしいかどうか確認します

第2 企業の取組として満たしていることが必要な項目

- 安全衛生体制の状況
- 安全衛生全般の取組

基本的な取組ができているか確認します

STEP 2

主要な取組・対策ごとに6割以上、全体としては8割以上を取得する

第3 企業の積極的な取組を評価する項目

- 安全衛生活動を推進するための取組
- 健康で働きやすい職場環境の整備(健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、適重労働防止対策、受動喫煙防止対策)
- 安全でリスクの少ない職場環境の整備

積極的な活動を評価します



職場における安全衛生の確保について

職場において、安全衛生を確保するためには、機械の本質的安全化など災害原因の中の物理的要因を除去し、作業員を直接に指揮監督する立場にある者(職長、班長など)が、安全措置の徹底、部下の安全意識の向上、作業における災害リスクの低減対策などを行うことが重要です。

また、労働災害の発生状況をみると、業務に対する知識・経験の不足に起因するものが多くを占めています。労働者に対して、新規雇入れ時のほか、作業内容変更時において、機械・原材料等の安全な取扱方法、安全装置・保護具等の適正な取扱方法、安全作業手順、事故時の応急処置などの教育を確実に行っていただくようお願いいたします。

作業資格についても、クレーン運転、玉掛け、フォークリフト運転、アーク溶接作業など、免許、技能講習修了または特別教育の実施が必要な業務については、有資格者以外の労働者が業務に就くことのないよう、作業場に有資格者の一覧表を掲示するとともに、計画的に有資格者の増員を図り、適正な人員配置を行っていただくようお願いいたします。

発行：大河原労働基準監督署(TEL0224-53-2154) 柴田郡大河原町字新東24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。
労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。